

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	令和3年7月6日
【会社名】	株式会社レオパレス21
【英訳名】	LEOPALACE21 CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮尾 文也
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町二丁目54番11号
【電話番号】	03(5350)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 ブラコ 理可
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町二丁目54番11号
【電話番号】	03(5350)0001(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 ブラコ 理可
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和3年6月29日開催の当社第48期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
令和3年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

減少する資本金の額

資本金の額81,182,359,829円減少し100,000,000円といたします。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年8月10日

第2号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加）

将来における機動的な資本調達を可能にする為、現行定款第6条の発行可能株式総数について変更を行うものであります。

第3号議案 定款一部変更の件（責任限定契約・補欠監査役等）

責任限定契約の対象者変更

職務の遂行に当たり、その能力を発揮し期待される役割を果たしえるため、および有能な人材を確保するために、現行定款第28条および第38条を改定し、非業務執行取締役および監査役を責任限定契約の対象に含めるものであります。

補欠監査役の任期（4年へ）

定款に補欠監査役に関する規定を新設し補欠監査役の任期を現行の1年から4年に変更するものであります。

字句一部修正

現行定款第35条の記載につき、実態に合わせ、文言を修正するものであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、宮尾文也、蘆田茂、早島真由美、藤田和育、中村裕、渡邊顯、山下明男、および劉勤の8氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、吉野二良氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の監査役として、川崎信夫氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	出席株主の議決権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	2,323,458	20,414	-	2,492,896	(注)1	可決(93.20)
第2号議案	2,263,605	80,267	-	2,492,896	(注)2	可決(90.80)
第3号議案	2,326,821	17,001	-	2,492,846	(注)2	可決(93.33)
第4号議案					(注)3	
宮尾文也	2,188,556	155,253	-	2,492,833		可決(87.79)
蘆田茂	2,320,583	23,226	-	2,492,833		可決(93.09)
早島真由美	2,320,712	23,097	-	2,492,833		可決(93.09)
藤田和育	2,320,635	23,174	-	2,492,833		可決(93.09)
中村裕	2,321,093	22,716	-	2,492,833		可決(93.11)
渡辺顯	2,320,582	23,227	-	2,492,833		可決(93.09)
山下明男	2,182,473	161,336	-	2,492,833		可決(87.54)
劉勁	2,180,777	163,032	-	2,492,833		可決(87.48)
第5号議案						
吉野二良	2,327,590	16,177	-	2,492,791	(注)3	可決(93.37)
第6号議案						
川崎信夫	2,327,944	15,823	-	2,492,791	(注)3	可決(93.38)

(注)1. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 上記「賛成(個)」「反対(個)」は、書面または電磁的方法により行使された賛成および反対の各議決権数に、本総会当日出席の株主から各議案の賛成および反対が確認できた議決権数のみを加えたものであります。

5. 上記「出席株主の議決権数(個)」は、書面または電磁的方法により行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上